定　　款

株式会社 RECEPTIONIST

定　　款

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社RECEPTIONISTと称し、英文では、RECEPTIONIST, Inc.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。
（１）　ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売
（２）　コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、販売、保守及び管理
（３）　コンピュータ及びその周辺機器の製造及び販売
（４）　労働者派遣事業
（５）　出版物の企画、編集、制作及び販売
（６）　知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理
（７）　広告代理業
（８）　ベンチャービジネスへの投資及びその育成
（９）　市場調査及び各種マーケティングリサーチ業務
（10）　前各号に関するコンサルティング
（11）　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都目黒区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）　取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）　募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株主権行使の手続、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者とみなすことができる。

第３章　株主総会

（招集及び議長）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。
２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。
３　取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長になる。

（電子提供措置等）
第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議方法）
第15条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第16条　当会社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
２　前項の代理人は、当会社の議決権を有する他の株主に限るものとし、かつ、２名以上の代理人を選任することはできないものとする。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第17条　当会社の取締役は９名以内とする。

（選任方法）
第18条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任期）
第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）
第20条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議により取締役社長１名を定めるものとし、必要に応じて取締役会長１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第23条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役の全員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）が書面又は電磁的方法により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）
第24条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）
第27条　当会社の監査役は４名以内とする。

（選任方法）
第28条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。
４　補欠監査役選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）
第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第30条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第31条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。
２　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
３　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第32条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第35条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第36条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第７章　計算

（事業年度）
第38条　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年４月 30 日とする。
３　前二項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第41条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第８章　附則

（電子提供措置等の効力発生日）
第１条　2026年７月14日開催の株主総会の決議による第14条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。
２　本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。